

令和4年度第1回
岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会
岡山県障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日 時	令和5年3月16日(木)
	10:00~12:00
場 所	ピュアリティまきび2階「孔雀」

1 開 会

2 議 題

- (1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について
- (2) 岡山県自立支援協議会専門部会の活動について
- (3) 岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画の実施状況について
- (4) 岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画の次期改訂について

3 閉 会

審議会・協議会について

岡山県障害者施策推進審議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者基本法（必置）
 - ・ 岡山県障害者施策推進審議会条例
- 関係する県計画 岡山県障害者計画
（障害のある人のための施策に関する基本計画）
- 審議会の所掌事務
 - ・ 県障害者計画策定にあたっての意見
 - ・ 県障害福祉計画の策定にあたっての意見
 - ・ 県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など

岡山県自立支援協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者総合支援法（努力義務）
 - ・ 岡山県自立支援協議会設置要綱
- 関係する県計画 岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
（障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画）
- 協議会の所掌事務
 - ・ 県障害福祉計画の策定にあたっての意見
 - ・ 障害者等への支援体制の整備に関する協議 など

岡山県障害者差別解消支援地域協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者差別解消法（任意）
 - ・ 岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- 協議会の所掌事務
 - ・ 障害者差別の解消の取組に関する協議
 - ・ 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること など

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

岡山県自閉症協会

1 世界自閉症啓発デー（4/2）・発達障害啓発週間（4/2～8）

○街頭啓発活動

- ・ JR 岡山駅東口・西口と倉敷駅での街頭啓発活動
（啓発リーフレットとグッズの配布）

○ブルーライトアップ

- ・ 総社市の備中国分寺五重塔
- ・ 岡山市のノートルダム清心女子大学の建物
- ・ 津山市の鶴山公園の北側石垣

○啓発パネルと作品等展示

- ・ JR 岡山駅エキチカ広場（ももたろう観光センター前）での啓発パネル
愛媛県新居浜市在住の自閉症のアーティスト石村嘉成さんの「ホワイトタイガー」の絵及び当事者の作品等の展示、「アスのワニプロジェクト」の動画の上映、高橋優さんの楽曲「アスファルトのワニ」をストリートピアノとフルートの演奏、ノートルダム清心女子大学の4名の学生さんのピアノ演奏、本会の Facebook・Instagram での配信
- ・ 岡山市役所での啓発パネルと子ども達の作品展示
- ・ 県立図書館、岡山市幸町図書館での啓発パネル、図書展示
- ・ 津山市役所での啓発パネルと子ども達の作品展示

2 障害者週間（毎年 12 月）

- ・ セミナー、講演会の実施

<関連 URL>

- 「アスのワニ プロジェクト」自閉症・発達障害啓発動画 /岡山県自閉症協会
Youtube <https://www.youtube.com/watch?v=iR-YIfyCi-Y>
- アスのワニ PJ Facebook
<https://www.facebook.com/profile.php?id=100062062082683>
- アスのワニ PJ Instagram
<https://www.instagram.com/asunowanipj/?hl=ja>
- アスのワニプロジェクト Twitter
<https://twitter.com/asunowaniPJ>

岡山県難病団体連絡協議会

- ・ ピア・サポート相談
患者からの悩みなどを電話、メール、面談で受け付け、傾聴する。必要あれば関連

機関も併せて案内する。

・ 難病フォーラム

専門の講師を招き、医療、介護、福祉サービス、メンタルヘルス など日常生活に役立つ情報を発信する。難病患者だけでなく、一般も参加可能。難病について触れる機会とともに生活に活用できる内容を送る。

・ 難病ウォーキングキャンペーン

難病について、より多く知ってもらい、理解をしてもらうための啓発活動。平成30年から開催。ヘルプマーク、ハート・プラスマークをプリントしたバッグを参加者全員で持ち、一般の方に見てもらいながら決められた区間を歩いていく。

・ 難病パネル展

岡山市保健所が主催の難病パネル展へ出展。団体に寄せられた難病患者の声、事例を紹介。

・ 研修会・講座・患者同士の交流会

ピア・サポーターの研修会、介護講座などを実施。その際に参加者同士の交流も図っている。

岡山労働局

1 職員研修の実施

新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者

2 事業主向け啓発

ハローワーク窓口でリーフレットの配布

岡山県手をつなぐ育成会

1 研修について

- ・ 「障害者差別解消」のテーマそのものを取り上げた研修ではないが、県内の施設であった虐待報道を受け、小規模事業所協議会（県内26事業所が加盟している育成会内の協議会。全国組織もある。）で、「障害者虐待防止～不適切な支援を考える～」(講師 白梅学園大学 教授 堀江まゆみ氏)のテーマで研修会を2回開催した。(12月、2月に開催)

2 警察署訪問について

- ・ 平成20年度より毎年、各地域の親の会の代表が警察署を訪問している。コロナ禍で難しい状況が続いているが、障害のある人や地域での生活の様子を理解していただくためのよい情報交換の機会ともなっており、今年度も訪問を行った。

倉敷まきび支援学校

- ・ 学校ホームページ内でのブログや学校の Facebook で活動の様子を発信している。
- ・ 自閉症児への特性を理解した指導のあり方等について、校内外の方へ公開講座で講師を招へいして研修を実施。
- ・ 居住地校交流を実施。

岡山弁護士会

- ・ 対応要領を作成
- ・ 職員への研修の実施

中国運輸局岡山運輸支局

- ・ 職員への研修の実施
対象者：新規採用職員、新任管理者職員
内容：障害者差別解消法及び国土交通省の対応指針について

岡山県障害者福祉施設等協議会

- ・ 1回／月の職員会議にて、施設設備や福祉ホーム内の生活上の支障になっている部分の解消に向けた意見交換と、利用者自治会との話し合いによる改善点等の確認の実施。

<時期>

職員会議（毎月）

管理人（夜間・日直）会議（2回／年）

自治会との話し合い（2回／年 及び 必要に応じ随時）

吉備高原医療リハビリテーションセンター

当センターは主として肢体不自由の中途障害者のリハビリテーション医療を実施している。理念は「生活者としての社会復帰」として日常診療な中で取り組んでいる。障害者が社会復帰後、社会生活・社会活動を続けていく上では社会・障害者両面へのアプローチが必要と認識し取り組んできた。

<社会側への働きかけ>

復学・職業復帰に際しては学校訪問・職場訪問を実施し学校・職場関係者と協議し障害に関するリハビリテーション医学的説明の上で現場に知識を持ってもらう、また物理的のみならず心理的バリアについても触れて配慮や解消を依頼することになっている。これまで年間約5～6件。

<障害者への働きかけ>

社会側だけでなく障害者も物理的・心理的バリアの意識・知識を持って社会復帰することは社会生活・社会活動にだけでなく障害者差別解消にも重要だと考えている。脊髄損傷者ではリハビリテーション期間中には「脊損教育」と称して自己管理や社会生活上の問題点についての意識・知識を強化して、存在する物理的・心理的バリアに対処する方法を身につけてもらうようにしている。

社会生活後のフォローアップの中で障害者が気付いた問題点についての相談を受けることがある。バリアの解消が直ちに困難な場合の対処がリハビリテーション医療の立場でアドバイスされる。

障害者の積極的な社会参加は社会の意識を変え差別解消につながる。可能な限り復学・復職、様々な形の社会参加をリハビリテーション医療のゴールとして設定し、意識・知識を持った障害者が多く社会参加することを目標としている。

岡山商工会議所

- ・ 当所が事務所を持って運営している地元企業の総務経理部長等をメンバーとした外郭団体の勉強会において研修会を開催（2月17日(金)）
- ・ 職員への動画視聴型研修を実施予定。

岡山県身体障害者福祉連合会

- 1 岡山県身体障害者相談員研修会の開催（毎年）
対象者：身体障害者相談員（県下約220名）など
内容：行政説明、講話、事例発表など（R2～R4の主なテーマ）
「個別避難計画と災害時サポートブック」、「障害者の消費者トラブル」、「障害者IT機器」、「あいさポーター研修」など
- 2 岡山県社会参加推進協議会の開催（毎年）
対象：障害者団体（10団体）の役員、行政など
内容：行政説明、団体活動状況など（R2～R4の主なテーマ）
「読書バリアフリー計画」、「発達障害者のトータルライフ支援」、「社会福祉施設等の感染症発生時の対応」、「ワクチン接種」、「手話言語条例」、「難聴者の社会参加」など
- 3 障害者総合相談（通年）
対象者：障害のある人、家族など
相談内容：くらしや人権にかかわる生活全般
相談件数：1,129件（R3実績）

- 4 広報紙「はばたき」による啓発（毎月）（R4の主な関連記事）
身体障害者補助犬の貸与、ホームドアの設置、読書バリアフリー、障害者に関するマーク、障害者スポーツ、人権相談窓口の紹介 など
- 5 行政への要望活動（毎年）
「障害者差別解消条例の早期制定（県）」、「改正法の円滑な施行（国・県）」
・岡山県議会（自民党）への要望（陳情）（平成29年度～令和4年度）
・（福）日本身体障害者団体連合会を通じて国へ要望（令和2年度～4年度）

美作大学

- 1 障害のある学生へのサポートについて
・障害のある学生が、必要な支援や配慮を受けることができるよう、アクセシビリティ支援室を窓口とした相談体制を構築。

岡山県（障害福祉課）

- 1 差別解消相談センターの設置
- 2 研修会の実施
 - (1) 県職員研修（毎年）
 - ①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者
 - ②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明
 - (2) あいサポーター研修（毎年）
 - ①対象 一般
 - ②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮
(ちょっとした手助け)を実践する「あいサポート」運動の普及啓発
〔令和3年度実績 28回 参加者 約986人〕
- 3 セミナー等の開催（毎年）
 - ①対象 一般
 - ②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など
- 4 啓発イベントの実施
障害者週間に啓発イベントを開催
〔令和3年度実績 ファジアーノ岡山と連携した障害者週間の啓発等〕
- 5 啓発冊子の配布
「バリアフリー社会の思いやり」

2 不当な差別的な取扱いや合理的配慮への対応事例等

岡山県自閉症協会

- 障害者雇用での就労なのに、実習、または就労してからも「作業が遅い」、「コミュニケーションができない」「臨機応変ができない」などの理由で注意される、叱責される、採用が断られる例があります。
- 自閉スペクトラム症の診断は出ているが、「学習障害」とは診断されていないので、読み書き困難について、合理的配慮はできない、と言われることがあります。

岡山県難病団体連絡協議会

- ピア・サポート相談にて寄せられた声
「不当な差別的な取り扱いとの申し出があった事例」
 - ・就労において、難病患者が体調について職場の上司に開示したところ、他の職員の前でわざわざ「トイレ?」「座薬を入れたか?」など無神経なことを言う。一度、謝ってくれたが、言葉の端々に無神経な言葉がある。体調も不安定なので出来ない事を伝えているのに仕事を振ってくる。
 - ・医師に血圧を下げる薬を処方してほしいとお願いしたら、医師に出さないと言われ、こじれてもう受診に来るなと言われた。理由も教えてくれず分からない。病院長にも相談し、病院の会議でも注意をしてもらったが、診察しない気持ちに変わりがないと認めたようだ。診断書、紹介状も書くが名前も書かない、印を押さないと言われた。
 - ・難病で、身体障害者で要介護の状態の家族が手術をして言葉を発する事ができなくなり、意思を伝えることができない状態。右半身は麻痺をして施設に行っているが、施設で虐待をされているようだ。伝えることが難しいため、やっとこの前、虐待をされている事がわかった。本人はほとんどしゃべれないが、おかしいと思って聞いたら返事をした。相当我慢をしているのが分かる。

岡山労働局

- 合理的配慮の申出について対応した事例
 - ・下肢障害の職員について、採用時は松葉杖使用であったが、加齢により車椅子使用となった。職員からの申出を受けて、勤務官署については、エレベーター設置がある所属とした。
 - ・下肢障害（装具着用）について、業務時間中の移動が少なく済むように共用プリンター近くにデスクを変更し、また、ファイル等の書類移動の負担を軽減するため、ワゴンを用意したほか、踏み台を購入し、高い位置から書類を取り出しやすくした。

岡山県手をつなぐ育成会

○育成会県大会での対応

- ・今年度は11月末に井原市で県大会を開催した。例年通り参加申し込み用紙に配慮事項の欄を作り、記入者と個別に対応を話し合うことにしていたが、特にあがってきた要望事項はなかった。大会当日も大きな混乱はなかった。
- ・大会参加者が高齢化の傾向にあり、特に移動時の順番・場所の示し方などに配慮が必要になってきたことを感じている。

倉敷まきび支援学校

- ・個別の支援計画を作成し、保護者のニーズを傾聴（相談）の上、支援内容を決めている。
- ・定期考査でのiPadを用いたキーボード入力、解答
- ・ことばでは理解・表現しにくい児童生徒への写真やイラスト文字カードでの伝達方法を支援。
- ・医療的ケア児への看護師による処置

岡山県障害者福祉施設等協議会

○合理的配慮の申出についての対応事例

- (1) 福祉ホーム内での湯沸かしポットの利用時に、車いす利用者が利用した際に火傷の懸念があるとのことで、車いす利用者の関節可動や高さを確認し、台の設置と位置等の変更の実施。



以前のポットの位置

- (2) 強迫性障害のある方が出勤への抵抗を示した際には、行政と確認を実施し、「在宅ワーク」を設定。自宅内で作業できる作業設定と資材準備を実施し、出勤できるように精神面が整うまで、在宅ワークを実施。

吉備高原医療リハビリテーションセンター

○合理的配慮の申し出について対応した事例

病棟障害者用トイレ改修の際、完成前に入院中の障害者にシミュレーションをしてもらったところ、不具合が発見された。設計段階で専門家も含めて決定したが、それでも不具合があった。完成前であったのでわずかな変更で使い勝手の良いトイレとして完成した。障害者用トイレ施工の際に合理的配慮がなされた例と思われる。

岡山県（障害福祉課）

○県庁舎に関する相談・対応事例

（相談）

来庁者から、庁舎内コンビニに至る動線に段差があり、車椅子で乗り越えるのが困難との指摘があった。

（対応）

段差のある箇所において、実際に車椅子で検証を行ったところ、段差を乗り越えることが困難であることを確認した。その上で、職員が簡易的にグラインダーで段差となっている部分を研磨し、簡易にスロープを作ることで段差を解消した。（県庁舎の耐震工事に伴い、現在は工事業者が段差部分を整備し、完全に解消されている。）

○文化施設での対応事例

特別展覧会において、待機の行列が生じる場合、並ぶことが困難な人に対しては、別の場所に長椅子等を用意し、そこで待機してもらうこととした。

○職員採用試験での対応事例

障がい者対象の県職員等採用試験において、受験申込書及び第一次試験合格者が提出する第二次試験連絡票に受験に当たっての要望事項の記入欄を設けており、要望のあった受験者については、本人に適宜確認を取った上で配慮を行った。

岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

1-1 第1回医療的ケア児等支援部会 *開催日：令和4年9月30日（金）

(1) 議題

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
- 医療的ケア児等支援センターの運営状況について
- 学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

(2) 協議の主な内容

○医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

- ・令和4年4月1日に岡山県医療的ケア児支援センターを指定・設置し、医療的ケア児とその保護者からの相談を受け付け、関係機関と連携して対応している。
- ・県内の医療的ケア児の人数は、令和4年5月時点で322人だった。
- ・小児の訪問看護の実態について、小児専門は少ないが、少しずつ職員、施設ともに増えていることがわかった。
- ・県で医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、養成しており、地域における相談や関係機関との連携窓口として各市町村に配置をお願いしているところであり、現在8市町で医療的ケア児等コーディネーターを配置している。

○医療的ケア児等支援センターの運営状況について

- ・相談内容は、学校関係の相談が多い。
- ・通学バスに乗せてほしいという相談事例があるが、看護師をバスに乗せる予算が問題であり、国に要望している。できるだけ親の帯同を少なくするようにはしているが、引き継ぎ時にはお願いすることがある。

○学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

- ・医療的ケア児が地域の学校への進学を希望する場合、特別支援学校が地域の学校へ助言を行っている。また、国の補助事業の説明、指導医の派遣も行ったりしている。
- ・地域で教育を受けるニーズが高まっており、可能な限り保護者の意向を尊重して、市町村教育委員会が対応していくようになっている。

1-2 第1回医療的ケア児等支援部会 *開催日：令和5年3月13日（月）

（1）議題

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
- 地域における医療的ケア児の支援について

（2）協議の主な内容

○医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

- ・低出生体重児用の母子健康手帳のサブブックとして、リトルベビーハンドブックを作成しているところであり、小さく産まれた赤ちゃんを育てるご家族の希望者に配布する予定だ。
- ・医療的ケア児の保護者を対象に、初めてアンケート調査を行った。回答率は28%と低く、次回の調査までに、もっと多くの方からの意見を吸い上げる方法の検討が課題となっている。
- ・アンケートの回答内容では、通学バスに医療的ケア児も乗せてほしいなど、学校への支援を求める内容や、医療的ケア児に対応できる障害福祉サービスを求める意見が多かった。

○地域における医療的ケア児の支援について

- ・来年度から、保育所で医療的ケア児を受け入れられるよう、訪問看護ステーションと連携しての対応を予定している自治体がある。
- ・特別支援学校が地域の自治体と相談して、通学児、卒業児も受入してもらえるよう、話を進めているところもある。

2-1 第1回強度行動障害支援部会 *開催日：令和4年6月29日（水）

（1）議題

- 強度行動障害支援に係る現状・課題の整理と支援の方向性について
- 実態調査について

（2）協議の主な内容

○強度行動障害支援に係る現状・課題の整理と支援の方向性について

- ・ 支援者養成研修を受けても現場での対応ができないため、受入れが及び腰になる。受入れにあたって事業所が相談できる体制が必要。
- ・ 幼児期・学齢期の予防的対応について、発達時の予防という観点は非常に重要である。幼児期から医療と福祉の連携は必要。
- ・ 支援学校卒業後の移行期において、希望するグループホームや入所施設が空いておらず利用できない実態がある。
- ・ 環境調整が重要であることについて、施設長など、権限がある人への指導も含めた方策の検討が必要。
- ・ 在宅支援では、昨日大変だったことを翌日には話せる環境があることが孤立の防止のためには必要。地域生活支援拠点や在宅支援の方法を学ぶ場づくりも必要。

○実態調査について

- ・ 希望した生活と、現状との乖離がどのくらいあるかという部分も含めて出てくるとよりよい。
- ・ かつて強度行動障害の状態であった人も拾えるような調査としていただきたい。

2-2 第2回強度行動障害支援部会 *開催日：令和5年3月10日（金）

（1）議題

- 令和4年度強度行動障害実態調査の結果について
- 令和5年度の支援策等について

（2）協議の主な内容

○令和4年度強度行動障害実態調査の結果について

- ・学童期には、視覚的にわかる形で行動を示すなど、自分がわかるものを手がかりに自立的に動けるように支援を行い、誰が支援しても同じとなるような方策を構築していくことが必要。
- ・卒業後も汎用可能な支援パッケージを本人が身につけて、うまく、移行先に展開していくことが必要。
- ・卒業後の進路については、事前に準備をしておくべき。学校も福祉の現場を知って、支援をつなげてほしい。
- ・受け入れている事業所でも、ごく一部の職員が対応している。その職員が対応することにより、障害者が落ち着いて生活でき、端からみたら安定した状態になるが、職員本人は孤独感や孤立感が募って退職してしまうことがある。アドバイスをいただくと同時に、話を聞いてもらえて、一人ではないと思えることが重要。
- ・ハード整備や人材の確保など、技術だけでは乗り越えられないところがあることが調査から読み取れる。
- ・6歳以下での予防を考えなければいけない。

○令和5年度の支援策等について

- ・資質向上研修については、国の法定研修を、実際の現場での問題解決や人材育成につなげる方法を検討してはどうか。
- ・スーパーバイザーの派遣コンサルテーションは、現場の職員を育てられるよう、コーチングの手法を取り入れてほしい。
- ・パーテーションを設置するだけでも、強度行動障害には有用なので、補助を検討してほしい。

3 就労支援部会 *開催日：令和4年8月30日（火）

（1）議題

- 岡山県内の工賃等の状況等について
- 令和4年度の就労支援に係る各取について

（2）協議の主な内容

○岡山県内の工賃等の状況等について

- ・平均工賃（就労継続支援B型）月額は令和2年度14,643円から令和3年度14,805円へ、平均賃金（就労継続支援A型）月額は令和2年度81,514円から令和3年度83,430円へ微増した。
- ・コロナ過で販売の機会が少なくなっているが、各事業所が工賃向上に努力している。
- ・企業での職場見学の機会が減っており、就職者数が伸び悩んでいる事業所が多い。

○令和4年度の就労支援に係る各取組について

- ・農福連携のマッチングを進めており、農家のニーズは高いが、受けられる事業所が少なく、事業所の掘り起こしが必要だ。
- ・どの事業所も人手不足が問題で、人材確保に苦慮している。
- ・就労継続支援B型事業所の場合、高い工賃を目指すのか、利用者の生きがいとなる働き方を求めるのか、が問題だ。
- ・就労継続支援A型事業所は生産活動で利用者賃金をまかなうため、新規参入を考える事業所に対しては、賃金をまかなえるか厳重に審査している。

4 人材育成部会 *開催日：令和5年1月30日（月）

（1）議題

- 各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討
- 相談支援専門員の量・質の向上について

（2）協議の主な内容

○各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討

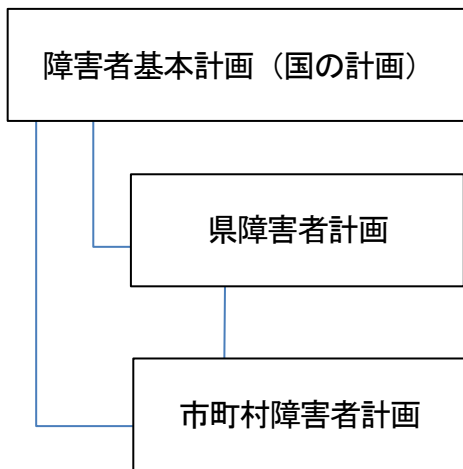
- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、新規事業所の増加に伴い、研修受講者が増えているが、質の担保が課題である。
- ・医療的ケア児等コーディネーター関係研修については、医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化して、市町村に配置するコーディネーターにも研修の必要性を説明できるようにする必要がある。
- ・発達障害者関係研修については、今年度から、中学校から高校への引継ぎや、高校卒業時についての成長に添った研修を行っている。
- ・相談支援関係研修では、発達障害や強度行動障害などについては、障害特性に特化した形ではなく、地域課題への取組みとして学んでいる。

○相談支援専門員の量・質の向上について

- ・契約が終了した児童の保護者から、何かあったときの相談は受け続けているケースもあり、契約数には含まれていない対応を多く強いられている。
- ・多くの件数を抱えなければ収支が合わないという現状があり、質もあるが、ある程度経営できる仕組みが必要。
- ・セルフプラン率については、セルフプランとなった理由を分析して、相談支援を必要としているのに届いていない人がどのくらいいるかを把握することが必要。

国の計画・指針と県・市町村の計画との関係

◆障害者計画 ※根拠：障害者基本法

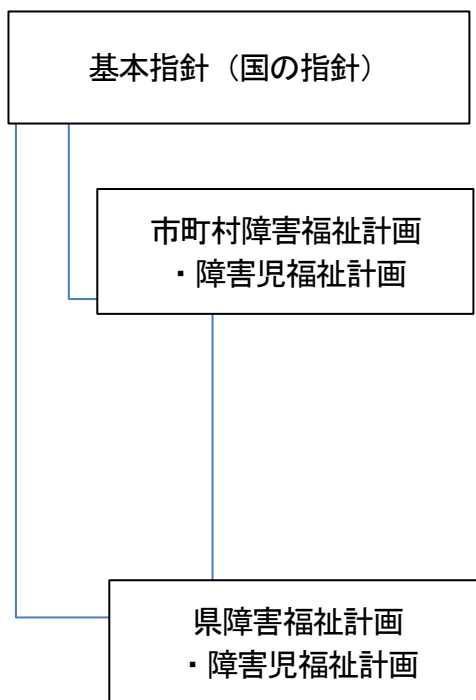


政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈障害者基本法第 11 条 1 項〉

県は、障害者基本計画（国の計画）を基本として、県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈障害者基本法第 11 条 2 項〉

市町村は、障害者基本計画（国の計画）及び県障害者計画を基本として、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈障害者基本法第 11 条 3 項〉

◆障害福祉計画・障害児福祉計画 ※根拠：障害者総合支援法、児童福祉法



厚生労働省は、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 87 条 1 項〉

・市町村は、基本指針（国の指針）に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 88 条 1 項〉

・市町村は、基本指針（国の指針）に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈児童福祉法第 33 条の 20〉

・県は、基本指針（国の指針）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 89 条 1 項〉

・県は、基本指針（国の指針）に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈児童福祉法第 33 条の 22〉

基本的な視点

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指すため、障害や障害のある人についての県民の一層の理解と関心を深め、障害のある人の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めることができる体制づくりが必要です。

県としては、各種啓発活動や学校・社会教育、ボランティア活動等の実施、障害のある人となない人との交流・学習機会の提供等を通じて、社会貢献意識の醸成を図りながら、「共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

1 障害や障害のある人に関する理解の促進

- 障害のある人と障害のない人の交流を推進し、障害のある人が障害のない人と同じように生活するための必要な配慮や、障害のある人への自然な手助けを誰もが行うことのできるよう「心のバリアフリー」及び「福祉のまちづくり」を推進します。
- 県民に対して、主な障害特性の知識や、配慮すべき対応事例等について普及啓発を行います。また、障害が多様化、重複化している中で、障害のある人の実情に配慮して対応していくことが大切であることも周知していきます。

2 啓発・広報活動の推進

- 障害者週間（12月3日～9日）、知的障害者福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）等での啓発・広報活動を障害者団体等関係機関と連携して取り組み、障害のある人に対する理解や関心の推進、障害のある人の社会参加を促進します。
- スポーツ、文化芸術活動等のイベント、農福連携による就労支援などの施策と啓発活動を一体的に実施することで、その相乗効果等も創出していきます。

3 ボランティア活動等の推進

- 障害のある人となない人が一緒に活動する機会をつくり、障害に対する理解や支え合う意識を広げていくため、障害や障害のある人と関わるボランティア活動を推進します。
- 身近な地域で障害福祉サービスを提供することができるよう、手話・要約筆記・点訳・朗読等、障害の種別や特性に応じて、障害のある人を支援することのできる専門ボランティアの育成を促進します。

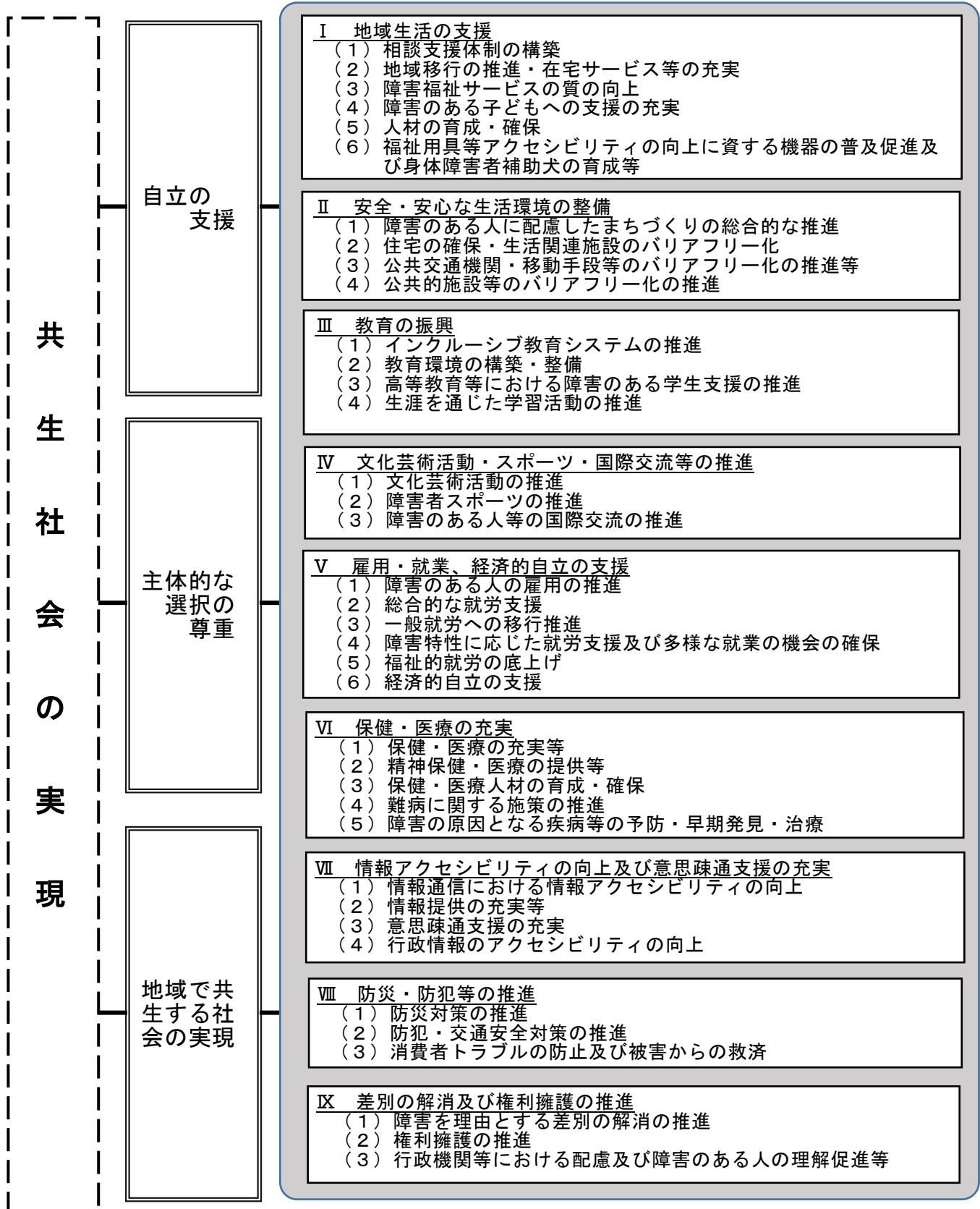
4 障害のある人の社会参加の促進

- 障害のある人の社会参加の拠点として「岡山県障害者社会参加推進センター」を運営し、障害者総合相談事業、障害のある人の広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- 地域での文化祭、スポーツ大会や各種イベント・レクリエーションなど、障害のある人となない人が交流する機会の拡大を図ります。

5 新型コロナウイルス等感染症対策

- 障害のある人が身近な地域で、安心して就労・スポーツ・文化芸術活動などの日常生活を送れるよう、障害のある人やその家族等に対して、障害特性に応じた感染予防対策を周知します。また、感染拡大時においても、安心して障害福祉サービスの提供を受け、医療機関への受診ができる体制づくりを推進します。

施策の体系



第4期岡山県障害者計画（令和3年度～令和7年度） 取組実績

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)		令和3年度	目標	所管課	目標年度
	現状数値	根拠年度	実績数値※1	目標数値		
I 地域生活の支援						
1 共同生活援助（グループホーム）の整備見込量（定員数）	2,022人	R1	2,176人	2,400人	障害福祉課	R7
2 ペアレントメンターの人数	48人	R1	48人	60人	障害福祉課	R7
II 安全・安心な生活環境の整備						
3 岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	42.0%	R1	32.7%	50.0%	建築指導課	R7
4 おかやまUDアンバサダーの登録者数	20人	R2	31人	30人	人権施策推進課	R7
III 教育の振興						
5 特別な支援を必要とする児童生徒のうち、入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ割合（小学校）	56.6%	R1	100%	100%	特別支援教育課	R4
6 特別な支援を必要とする児童生徒のうち、入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ割合（中学校）	61.8%	R1	96.3%	100%	特別支援教育課	R4
7 特別な支援を必要とする児童生徒のうち、入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ割合（高等学校）	46.7%	R1	86.2%	100%	特別支援教育課	R4
8 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	87.5%	R1	90.7%	91.0%	特別支援教育課	R4
IV 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進						
9 文化芸術公募展への応募作品数	205点/年	R1	302点/年	250点/年	障害福祉課	R4
10 障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	53回/年	R1	26回/年	50回以上/年	障害福祉課	R7
V 雇用・就業、経済的自立の支援						
11 福祉施設及び障害者就業・生活支援センターを利用して一般就労した人の数	730人/年	R1	318人	3,000人	障害福祉課	R3～R7
12 特別支援学校高等部卒業生の就労の割合	43.1%	R1	37.7%	50.0%	特別支援教育課	R4

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)		令和3年度	目標	所管課	目標年度
	現状数値	根拠年度	実績数値※1	目標数値		
VI 保健・医療の充実						
13 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	16市町村	R1	26市町村	全市町村で設置	健康推進課	R7
14 医療的ケア児等支援者養成研修を受講修了した人の 累計	18人	R1	231人	80人	障害福祉課	R7
VII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実						
15 障害者ITサポートセンター利用者数	483人/年	R1	569人/年	500人/年	障害福祉課	R7
16 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を受講修了した 人の数（点訳奉仕員）	3人/年	R1	0人	15人	障害福祉課	R3～R7
17 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を受講修了した 人の数（朗読奉仕員）	8人/年	R1	8人	35人	障害福祉課	R3～R7
18 意思疎通支援者の県登録者数（手話通訳者）	158人	R1	166人	180人	障害福祉課	R7
19 意思疎通支援者の県登録者数（要約筆記者）	167人	R1	174人	190人	障害福祉課	R7
20 意思疎通支援者の県登録者数（盲ろう者向け通 訳・介護員）	87人	R1	81人	90人	障害福祉課	R7
21 意思疎通支援者の県登録者数（失語症向け意思疎 通支援者）	21人	R1	54人	100人	障害福祉課	R7
VIII 防災・防犯等の推進						
22 避難支援個別計画作成に向けて取り組み始めた地 区のある市町村数	9市町村	R1	19市町村	27市町村	危機管理課	R6
23 「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村 の数	2市	R1	4市	10市町村	くらし安全 安心課	R7
IX 差別の解消及び権利擁護の推進						
24 あいさポーター研修を受講修了した人の累計	26,230人	R1	28,671人	38,230人	障害福祉課	R7

※1 実績数値欄は、直近で確認できる最新数値を記載

重点的な取組の体系

共生社会の実現

1 地域生活移行の促進

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害のある人の地域生活への移行
- (3) 地域生活支援の拠点等の整備
- (4) 発達障害のある人への支援の充実
- (5) その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

2 就労移行の促進及び所得の向上

- (1) 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備
- (2) 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進
- (3) 障害のある人の所得の向上
- (4) 特別支援学校における進路指導等の充実
- (5) その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組

3 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保

- (1) 障害福祉サービス等の見込量
- (2) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- (3) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見通し及び基盤整備の方策

4 障害のある子どもの支援

- (1) 障害児支援体制の整備
- (2) 障害児支援の提供体制の確保・基盤整備の方針
- (3) 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

5 人材の養成・確保と資質の向上等

- (1) 人材の養成・確保
- (2) サービスの質の向上
- (3) 障害のある人に対する虐待の防止
- (4) 障害のある人に対する差別の解消
- (5) 介護サービス事業者との連携強化の促進

**第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)の取組実績**

〈成果目標〉

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)	R3年度	目標 (R5年度・R5年度末)	所管課
	現状数値	実績数値	目標数値	
(1) 障害者支援施設入所者の地域生活への移行				
① 障害者支援施設入所者数の削減 2019年度末の入所者数(2,183人)の削減数(削減率)	—	111人 (5.1%)	35人 (1.6%)	障害福祉課
② 障害者支援施設からの地域生活移行 2019年度末の入所者数(2,183人)の地域生活への移行者数(移行率)	—	49人 (2.2%)	131人 (6.0%)	障害福祉課
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(入院中の精神障害のある人の地域生活への移行)				
① 入院後3か月時点の退院率	公表前	67.2%	69%	健康推進課
② 入院後6か月時点の退院率	公表前	81.9%	86%	健康推進課
③ 入院後1年時点の退院率	公表前	88.7%	92%	健康推進課
④ 入院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	1,706人	1,518人	1,390人	健康推進課
④ 入院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	773人	636人	567人	健康推進課
⑤ 退院後1年以内の地域における平均生活日数	307日	322日	316日	健康推進課
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(障害のある人の地域生活の支援)				
地域生活支援拠点等(障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等)の設置箇所数	4市で整備済み ※R2.10末時点	18市で整備済み	各市町村又は各圏域に1か所以上整備	障害福祉課
地域生活支援拠点等が有する機能充実に向けた年間の検証・検討の実施回数	—	6回	年1回以上(運用状況を検証・検討)	障害福祉課
(4) 福祉施設から一般就労への移行等				
①ア 一般就労移行者数(増加率)	350人	357人 (1.02倍)	445人 (1.27倍)	障害福祉課
①イ 就労移行支援事業からの一般就労移行者数(増加割合)	161人	191人 (1.19倍)	210人 (1.3倍)	障害福祉課
①イ 就労継続支援A型からの一般就労移行者数(増加割合)	116人	100人 (0.86倍)	147人 (1.26倍)	障害福祉課
①イ 就労継続支援B型からの一般就労移行者数(増加割合)	51人	53人 (1.04倍)	63人 (1.23倍)	障害福祉課
②ア 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用するものの割合	—	59.3%	7割	障害福祉課
②イ 就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	—	61.3%	7割	障害福祉課
(5) 障害児支援の提供体制の整備等				
①児童発達支援センターの確保	9市1町19か所設置済	9市1町19か所設置済	各市町村に1か所以上設置(市町村単独設置が困難な場合、圏域設置でも差し支えない。)	障害福祉課
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	11市1町36か所に事業所設置済	10市41か所に事業所設置済	全ての市町村において利用できる体制を構築	障害福祉課

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)	R3年度	目標 (R5年度・R5年度末)	所管課
	現状数値	実績数値	目標数値	
③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	—	—	児童発達支援センター等と連携して中核的機能を果たす体制を確保	障害福祉課
④主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	5市2町8か所設置済	7市1町10か所設置済	各市町村に1か所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）	障害福祉課
⑤主に重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	5市2町9か所設置済	8市1町14か所設置済	各市町村に1か所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）	障害福祉課
⑥医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	9市町村8か所設置済	23市町村25か所設置済	各市町村に設置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）	障害福祉課
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	4市2町に配置	7市2町1村に配置	各市町村に配置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）	障害福祉課

（6）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等	—	—	相談支援体制を充実・強化するため、各市町村が取り組む総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化について、広域的な観点から助言・支援を行います。	障害福祉課
---------------	---	---	---	-------

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—	—	障害福祉サービス等が多様化し、関係する事業者の増加が進む中で、障害福祉に関わる人向けの各種研修を実施し、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう取り組みます。 また、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を実施し、その結果を関係機関に共有するなどしてサービスの質の向上につながるよう努めます。	障害福祉課 指導監査室
--------------------------------	---	---	--	----------------

〈活動指標〉

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)	R3年度	目標	所管課
	現状数値	実績数値	目標数値	
（1）一般就労への移行等に関する指標				
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	328人	344人	420人	障害福祉課

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)	R3年度	目標 (R5年度・R5年度末)	所管課
	現状数値	実績数値	目標数値	
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者の 態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1人	0人	3人	障害福祉課
福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク） への誘導者数	457人	376人	460人	障害福祉課
公共職業安定所（ハローワーク）経由による福 祉施設からの一般就労者数	279人	235人	280人	障害福祉課
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者就 業・生活支援センター事業の支援対象者数	49人	109人	60人	障害福祉課
（2）地域生活支援拠点等に関する指標（成果目標の再掲）				
地域生活支援拠点等（障害のある人の地域生活 を支援する機能の集約を行う拠点等）の設置箇 所数	4市で整備済 み ※R2.10末時点	18市で整備 済み	各市町村又は各圏域に1 か所以上整備	障害福祉課
地域生活支援拠点等有する機能充実に向けた 年間の検証・検討の実施回数	—	6回	年1回以上（運用状況を 検証・検討）	障害福祉課
（3）医療的ケア児に対する支援体制に関する指標				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整す るコーディネーター配置人数	15人 ※R2.7末時点	28人	58人	障害福祉課
（4）発達障害者支援等に対する支援に関する指標				
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	3回	3回	障害福祉課
発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,779件	1,149件	3,800件	障害福祉課
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援 マネジャーの関係機関への助言件数	263件	510件	330件	障害福祉課
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支 援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・ 啓発件数	314件	503件	320件	障害福祉課
ペアレントトレーニングやペアレントプログラ ム等の支援プログラム等の受講者数	—	99人	90人	障害福祉課
ペアレントメンターの人数	48人	48人	55人	障害福祉課
ピアサポート活動への参加人数	—	356人	300人	障害福祉課
（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する指標				
精神障害者の地域移行支援利用者数	—	29人	55人	障害福祉課
精神障害者の地域定着援助利用者数	—	189人	212人	障害福祉課
精神障害者の共同生活援助利用者数	—	453人	466人	障害福祉課
精神障害者の自立生活援助利用者数	—	21人	42人	障害福祉課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （在宅）	316人	306人	330人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （他院の精神病床）	18人	14人	15人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （自院の精神病床以外の病床）	5人	3人	5人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （他院の精神病床以外の病床）	70人	79人	70人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （障害福祉施設）	11人	19人	15人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （介護施設）	58人	43人	60人	健康推進課
精神病床における退院患者の退院後の行き先 （合計）	478人	474人	495人	健康推進課
（6）障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する指標				

数値目標項目	計画策定時点 (R1年度)	R3年度	目標 (R5年度・R5年度末)	所管課
	現状数値	実績数値	目標数値	
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制と共有回数	—	1回	1回	指導監査室

岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・障害児福祉計画の次期改訂について

1 現 状

(1) 岡山県障害者計画

- ・期 間 令和3～7年度（5年間）
- ・位置づけ 障害のある人のための施策に関する基本的な計画
障害者基本計画を基本とするともに、障害のある人の状況等を踏まえ改訂

(2) 障害者基本計画（第5次）

- ・期 間 令和5～9年度（5年間）
- ・位置づけ 障害のある人のための施策に関する基本的な計画

(3) 県障害福祉計画・障害児福祉計画

- ・期 間 令和3～5年度（3年間）
- ・位置づけ 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画
基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため改訂

(4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針

- ・策 定 令和5年1月に見直し案を社会保障審議会障害者部会に提示
- ・位置づけ 障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業を確保するための基本的な指針

2 課 題

- (1) 障害者福祉に関する計画が二つあり、県民等にとって分かりにくい状況にある。
- (2) 国の基本計画改訂時期と、県障害者計画改訂時期に3年のずれがある。

3 改訂の方向性

- ・両計画を統合し、重複部分を解消すること等により、分かりやすい計画とする。
- ・構成は障害者計画を基本とし、計画期間も障害者計画に併せて5年とする。
- ・国の基本計画を適時適切に反映するため、令和5年度に両計画の統合・改訂を行う。（併せて、第4期県障害者計画の計画期間は5年間から3年間に）
- ・県障害（児）福祉計画については、3年ごとに策定される国の基本指針を適時適切に反映するため、必要に応じて3年毎に一部改訂※を行う。
※成果目標、活動指標、障害福祉サービス等の見込量の確保、地域生活支援事業

<現行>

	R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
国基本計画	第4次	◎	第5次					◎	第6次				◎	第7次				
県障害者計画	第4期			◎			第5期			◎			第6期			◎		
国基本指針	◎		◎			◎			◎			◎			◎			
県障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期 第2期		◎		第7期 第3期		◎		第8期 第4期		◎		第9期 第4期		◎		第10期 第5期	◎

※「◎」改訂

<統合等を行った場合>

	R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
国基本計画	第4次	◎	第5次					◎	第6次				◎	第7次		
県障害者計画 県障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第4期 ◎ (5年→3年)		第5期			◎			第6期			◎			第7期	◎
国基本指針	◎		◎			◎			◎			◎			◎	

※「◎」改訂、「○」必要に応じて一部改訂

4 計画改訂に向けた来年度の主な取組

- ・ 県障害者計画改訂に関する県民意識調査 (※)
- ・ 障害のある人を対象としたアンケート (※)
- ・ 岡山県障害者施策推進審議会等の開催
- ・ パブリック・コメントの実施

※両計画を統合のうえ改訂する場合に実施

県障害者計画と県障害福祉計画・障害児福祉計画 統合イメージ

第4期県障害者計画	第6期県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
<p>〔総論〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景 2 計画の性格及び位置づけ 3 計画の期間 4 計画の推進体制 5 計画の基本理念 6 基本的な視点 7 施策の体系 8 障害のある人の現状 	<p>〔計画策定の考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 計画の基本理念と重点的な取組 5 障害のある人の状況 6 区域の設定
<p>〔施策の展開〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域生活の支援 2 安全・安心な生活環境の整備 3 教育の振興 4 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進 5 雇用・就業、経済的自立の支援 6 保健・医療の充実 7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 8 防災・防犯等の推進 9 差別の解消及び権利擁護の推進 	<p>〔重点的な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域生活の移行の促進 2 就労移行の促進及び所得の向上 3 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保 4 障害のある子どもの支援 5 人材の養成・確保と資質の向上等
<p>〔数値目標〕</p> <p>数値目標</p>	<p>〔目標の設定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 成果目標 2 活動指標
	<p>〔県地域生活支援事業の実施〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 2 地域生活支援事業
	<p>〔第5期県障害福祉計画・第2期県障害児福祉計画の実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 成果目標の状況 2 活動指標の状況